

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、就農者の雇用安定と就農後の技術定着を図り、担い手の確保・育成に寄与することを目的に、令和5年度予算の範囲内において、弘前市農の雇用継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「農の雇用事業」とは、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する農業法人等就業実践研修、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営2558号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する農業法人等就業実践研修及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する農業法人等就業実践研修をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、農の雇用事業により雇用した就農者（以下「雇用就農者」という。）を、同事業による期間満了後において引き続き雇用する、市内に本店を置く農業法人等又は市内に住所を有する農業者とする。ただし、令和3年度及び令和4年度において納付すべき市税等を滞納している者を除く。

2 前項の市税等とは、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに申請者に賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(2) 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税（種別割）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が農の雇用事業助成期間満了後において、雇用就農者を引き続き雇用する事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な給与とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次条に規定する補助対象期間内の各月の実績に応じて雇用就農者に支払う給与の合計額以内の額とする。この場合において、補助事業の対象となる雇用就農者1人につき、1か月の給与が50,000円を超える場合は、当該月の給与の額は50,000円とみなす。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助事業の対象となる雇用就農者ごとに、農の雇用事業による助成期間満了日が属する月の翌月（以下「満了翌月」という。）又は令和5年4月のいずれか遅い月から満了翌月から起算して24月を経過した月又は令和6年3月のいずれか早い月までの期間とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 雇用状況確認書（様式第4号）

(4) 雇用保険被保険者証明書等、補助事業の対象となる雇用就農者の雇用事実を確認できるもの

(5) 農の雇用事業に係る交付決定通知書又は採択通知書の写し

(6) 雇用契約書、就業規則等、給与の支払いに関する規定を確認できるもの

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和6年2月29日とする。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をする場合は、あらかじめ令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。

ア 交付決定額から増額する場合

イ 交付決定額から3割を超えて減額する場合

ウ 雇用就農者が休業し、又は退職する場合（補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は完了する場合を除く。）

エ その他市長が必要と認める場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第9条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和5年度弘前市農の雇用継続事業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

(変更交付決定)

第10条 市長は、第8条第1号の規定による申請を承認するときは、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 補助事業者及び補助事業の対象となっている雇用就農者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(3) 賃金台帳その他給与の支払状況がわかるものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第8条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月25日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

(補助金の請求等)

第15条 補助金の請求は、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

(帳簿等の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに

補助事業の実績を証する書類を、令和11年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の補助事業について適用する。

様式第1号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
申請者
氏 名

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付申請書

令和5年度において実施する農の雇用継続支援事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 雇用状況確認書（様式第4号）
- (4) 雇用保険被保険者証明書等、補助事業の対象となる雇用就農者の雇用事実を確認できるもの
- (5) 農の雇用事業に係る交付決定通知書又は採択通知書の写し
- (6) 雇用契約書、就業規則等、給与の支払いに関する規定を確認できるもの

4 市税等の滞納 有・無

申請内容の審査のために必要があるときは、次の各号に定める市税等の納付状況等、市が有する情報を確認することに同意します。

- (1) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税及び軽自動車税並びに申請者に賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- (2) 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

氏名又は代表者名

※ 市記載欄（申請者の同意が署名による場合のみ記載する。）

本人確認方法（該当するものに☑する。）

- 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）等
- 健康保険証、年金手帳等
- その他（ ）

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第2号（第7条第2項関係）

事業計画書

1 補助事業の名称

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）

4 補助事業の対象となる雇用就農者
氏名

農の雇用事業対象期間：

給与支払い状況：

5 補助事業の期間

6 補助事業の遂行により予想される成果（過去において同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金に係る補助事業により生じた成果も併せて記載すること。）

7 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第3号（第7条第2項関係）

収支予算書

1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘要
市補助金				
計				

2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘要
計				

備考

- 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第4号（第7条第2項関係）

令和　年　月　日

弘前市長 様

住 所
(雇用就農者)
氏 名

雇用状況確認書

<農の雇用事業による助成期間が既に満了している場合>

私は、下記事業者のもと、農の雇用事業により研修を受けておりました。農の雇用事業による助成期間は令和　年　月　日をもって満了済みであります、その後も継続して同事業者に雇用されております。

【もしくは、】

<農の雇用事業による助成期間が年度内に満了する予定の場合>

私は、下記事業者のもと、農の雇用事業により研修中であります。農の雇用事業による助成期間は令和　年　月　日をもって満了予定であります、その後も継続して同事業者に雇用されることを希望しております。

住 所
(申請者)
氏 名

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の内容を変更したいので、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付要綱 第8条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業

2 既に交付決定を受けた補助金の額

円

3 この変更申請による補助金申請額

円

4 補助事業の内容を変更する理由

5 補助事業の内容の変更の内容

備考

- 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第6号（第8条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業

2 補助金の交付決定額

円

3 補助事業を中止（廃止）する理由

4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第7号（第9条関係）

弘農政収第
令和 年 月 日

様

弘前市長

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の額 円

対象経費実費額： 円 > 算定による補助金額： 円

3 交付の条件

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、次に掲げる変更をする場合は、あらかじめ令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。

ア 交付決定額から増額する場合

イ 交付決定額から3割を超えて減額する場合

ウ 雇用就農者が休業し、又は退職する場合（補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は完了する場合を除く。）

エ その他市長が必要と認める場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 その他

(1) 補助事業者は、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付し、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月25日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の收支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和11年3月31日まで保管してください。

担当：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第8号（第10条関係）

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金事業変更承認申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき次のとおり変更して交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の変更承認決定額 円

3 補助金の追加交付決定額 円

4 補助金の変更内訳

変更承認決定額	既交付決定額	差引交付決定額
円	円	円

5 交付の条件

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、次に掲げる変更をする場合は、あらかじめ令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。

ア 交付決定額から増額する場合

イ 交付決定額から3割を超えて減額する場合

ウ 雇用就農者が休業し、又は退職する場合（補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は完了する場合を除く。）

エ その他市長が必要と認める場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

6 その他

(1) 補助事業者は、令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月25日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和11年3月31日まで保管してください。

担当：農林部農政課

電話：0172-40-0767

様式第9号（第12条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者又は雇用就農者
氏 名

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の令和 年 月 日現在における遂行状況について、弘前市補助金等交付規則第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業

2 補助事業の遂行状況

備考

- 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載事項とします。
- 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第10号（第13条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業

2 補助金の交付決定額

円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 賃金台帳その他給与の支払い状況がわかるものの写し

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第11号（第13条第2項関係）

事業実績書

1 補助事業の名称

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業の期間

4 補助事業の遂行による成果

5 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

様式第12号（第13条第2項関係）

収支決算書

1 収入

(単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘要
市補助金				
計				

2 支出

(単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第13号（第14条関係）

弘農政収第
令和 年 月 号
日

様

弘前市長 印

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額
円	円

備考

- 1 令和 年 月 日までに令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金請求書（様式第14号）を市長へ提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和11年3月31日まで保管してください。
- 3 後日、市長は上記に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農政課
電話：0172-40-0767

様式第14号（第15条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
補助事業者 氏 名 印

令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 補助金の名称 令和5年度弘前市農の雇用継続支援事業費補助金

3 補助金の交付決定額 _____ 円

4 補助金の交付確定額 _____ 円

5 振込口座

- (1) 金融機関及び支店名
- (2) 口座番号
- (3) 口座名義人

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：0172-40-0767